

掛川市競争入札参加資格規程

第1 趣旨

この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する契約のうち、次に掲げるものに係る競争入札参加者に必要な資格を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負
- (2) 工事等に係る測量、調査、設計又は監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託
- (3) 市が所有し、又は管理する公共施設の維持管理に関する業務（以下「維持管理業務」という。）の委託
- (4) 物件の売払い又は買入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、競争入札によることが適当であると市長が認めるもの

第2 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

1 競争入札参加資格（以下第2において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をしていること。
- (2) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立されたものをいう。）の場合は、(1)のほか、通商産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
- (3) 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが(1)の要件を具備していること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 資格審査は、2年に1回定期的に行うものとする。

なお、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

3 資格審査の申請をしようとする者（以下第2において「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下第2において「申請書」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

4 資格は、申請書に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種類ごとに認定し、資格者名簿に登載するものとする。

なお、市内に本社を置く申請者（以下「市内業者」という。）のうち、土木一式工事及び管工事に係るものについては、別に定める格付基準により、契約予定価格に対応する等級（以下「等級区分」という。）に格付けする。

5 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

6 市長は、市内業者を格付基準により格付けした場合は、その旨を申請者に通知するものとし、その他の申請者に対しては、認定しないときに限り、その旨を通知するものとする。

7 資格を有する者（以下第2において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を

継承した者（当該業種に関して建設業法第3条の許可を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該業種に関して建設業法第3条の許可を有する者に限る。）は、その都度、競争入札参加資格継承審査申請書（以下第2において「継承申請書」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

8 継承申請書を提出した者の資格の認定、等級区分及び資格の有効期間の通知は、4、5及び6の規定を準用する。この場合において、4中「申請書」とあるのは、「継承申請書」と読み替えるものとする。

9 申請書又は継承申請書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

10 申請書又は継承申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届を提出するものとし、その方法、その他必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 許可を受けた建設業の区分
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（請負契約に関する権限を委任している場合）

11 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者又は法第12条各号のいずれかに掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11第1項に該当することとなった者
- (2) 法第3条第3項の規定により、その許可について効力を失うこととなった者
- (3) 法第29条の規定により、建設業の許可を取り消された者

第3 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格

1 競争入札参加資格（以下第3において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11第1項に該当する者
- (2) 営業に関し、法律上必要とする登録等を有しない者
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしていない者

- 2 資格審査は、2年に1回定期的に行うものとする。
なお、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。
- 3 資格審査の申請をしようとする者（以下第3において「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下第3において「申請書」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 資格は、申請書に基づいて審査認定し、資格者名簿に登載するものとする。
- 5 市長は、資格を認定しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 6 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。
- 7 資格を有する者（以下第3において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）は、その都度、競争入札参加資格継承審査申請書（以下第3において「継承申請書」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は別に定める。
- 8 継承申請書を提出した者の資格の認定、通知及び資格の有効期間は、4、5及び6の規定を準用する。この場合において、4中「申請書」とあるのは「継承申請書」と読み替えるものとする。
- 9 申請書又は継承申請書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。
 - (1) 死亡したとき その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
 - (5) 廃業したとき 本人又は役員
- 10 申請書又は継承申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、市長が別に定める。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所及び電話番号
 - (3) 代表者
 - (4) 登録等を受けている事業
 - (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
 - (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（委託契約に関する権限を委任している場合）
- 11 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものと

する。

- (1) 施行令第 167条の 4 及び施行令第 167条の11第 1 項に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有しない者
- (3) 死亡した者（個人）
- (4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- (5) 廃業した法人又は個人

第 4 維持管理業務の委託、物件の売払い又は買入れ、その他の契約に係る競争入札参加者に必要な資格

- 1 競争入札参加資格（以下第 4 において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者以外の者とする。
 - (1) 施行令第 167条の 4 及び施行令第 167条の11第 1 項に該当する者
 - (2) 営業に関し、法律上必要とする登録等を有しない者
 - (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしていない者
- 2 資格審査は、2 年に 1 回定期的に行うものとする。

なお、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。
- 3 資格審査の申請をしようとする者（以下第 4 において「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下第 4 において「申請書」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 資格は、申請書等に基づいて審査認定し、資格者名簿に登載するものとする。
- 5 市長は、資格を認定しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 6 4 の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。
- 7 資格を有する者（以下第 4 において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）は、その都度、競争入札参加資格継承審査申請書（以下第 4 において「継承申請書」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、市長が別に定める。
- 8 継承申請書を提出した者の資格の認定、通知及び資格の有効期間は、4、5 及び 6 の規定を準用する。この場合において、4 中「申請書」とあるのは「継承申請書」と読み替えるものとする。
- 9 申請書又は継承申請書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。
 - (1) 死亡したとき その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

10 申請書又は継承申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

(1) 商号又は名称

(2) 住所及び電話番号

(3) 代表者

(4) 登録等を受けている事業

(5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）

(6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（委託契約に関する権限を委任している場合）

11 市長は、有資格業者が次のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。

(1) 施行令第 167条の 4 及び施行令第 167条の11第 1 項に該当することとなった者

(2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有しない者

(3) 死亡した者（個人）

(4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人

(5) 廃業した法人又は個人

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。